

国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらの
ページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するFAQを裏面に記載しております。



法人番号 7000012050002

Q

年末調整の方法について知りたいのですが。

A

年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q

昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A

「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。

詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q

年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A

「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。

詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q

これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A

令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q

年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A

国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q

税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A

源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報は[こちら](#)（年末調整特集ページ）



令和2年分年末調整の注意事項

税制改正の内容についてご存じですか？

No.	令和2年分の主な改正事項
1	給与所得控除額が一律10万円引き下げられています。
2	基礎控除額が一律10万円引き上げられています。
3	基礎控除を適用する場合、「基礎控除申告書」の提出が必要です。
4	一定の要件に該当する場合、所得金額調整控除が適用されます。
5	所得金額調整控除を適用する場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。
6	各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられています。
7	ひとり親控除又は寡婦控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。なお、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されます。

※ 各項目の詳細については、「年末調整のしかた」等をご覧ください。

年末調整手続を電子化しませんか？

令和2年10月から、所定の手続を条件に、従業員が行う年末調整申告書の作成、給与担当者の提出から給与担当者が行う年税額の計算までの全てをデータにより処理することで、年末調整手続が簡便化されます。

○ 年末調整手続の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員 の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先 の手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を 給与システム等に手入力	年末調整申告書データを 給与システム等にインポート

※ 年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

年末調整に関するご質問は？

